

低入札価格調査の実施手順について

低入札価格調査実施要領に基づく低入札価格調査（以下「調査」という。）を実施する場合の手順は、下記のとおりとします。

1. 調査の対象

調査は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうちで、評価値の最も高い者（以下「落札候補者」という。）の入札額が調査基準価格未満で失格基準額以上であるときに、当該落札候補者（以下「調査対象者」という。）を対象に数値的判断基準、基本的判断基準の順に行います。

2. 調査の実施

①数値的判断基準の調査

- ・提出資料：入札価格の内訳書（工事費内訳書）
- ・提出期限：提出を求めた日の翌日まで（締切日が閉庁日の場合は、その直後の開庁日までとします。）
- ・提出者：調査対象者

提出された入札価格の内訳書（工事費内訳書）について、数値的判断基準により審査します。

審査の結果、当該基準を満たす場合は、基本的判断基準の審査に必要な資料の提出を求めます。

審査の結果、当該基準を下回る場合は、無効とします。

②基本的判断基準の調査

- ・提出資料：低入札価格調査資料（様式2号～様式13-2号）
- ・提出期限：提出を求めた日を含めて3日以内（下関市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しません。）
- ・提出者：数値的判断基準を満たした調査対象者

提出された低入札価格調査資料について、基本的判断基準により審査・調査します。

調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、落札者と決定します。

調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないと認めるときは、不落札とします。

注意事項

※提出期限までに資料の提出がない場合は、その者のした入札は無効とします。

※上記2①、②の審査・調査の結果、調査対象者が無効又は不落札となった場合は、次順位者に対し数値的判断基準、基本的判断基準について審査・調査を行います。

※特殊な機械設備、特殊な電気設備及び解体工事については、数値的判断基準の調査を行いません。